

### 【議長の進行管理権限】

- ① 根拠：定款第 30 条「総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選任する。」
- ② 根拠：法人法第 67 条「一般社団法人は、社員総会の議事について議事録を作成し、議長および出席した取締役又は社員がこれに署名又は記名押印しなければならない。」
- ③ 判断：議長は議事を確定させる責任者であり、離席や休憩、委任状の受理など総会の進行上の重要な判断を行う権限を持つ。

#### ◆数分から十分程度の短時間離席（トイレ、電話など）

- ① 会員は「事務局」に「数分から十分程度の離席許可」を求める。
  - 根拠：条文規定はないが、運営実務としての合理的慣行
  - 判断：議事進行中に議長の発言を遮らないため、会員が直接ではなく事務局を通じて調整する。
- ② 事務局は議長へ耳打ちまたはメモで報告し、定足数を確認する。
  - 根拠：定款第 31 条「総会は、正会員の二分の一以上の出席をもって成立する。」
  - 判断：離席により成立要件を満たさなくなるかどうかを即時に確認するため。
- ③ 議長が離席許可を発言する。
  - 根拠：定款第 30 条「総会の議長は…」に基づく進行裁量
  - 判断：会場全体に対して離席を許可した旨を明示することで、公正な進行を担保する。
- ④ 事務局は議事録に「何時何分 誰々が一時離席」と記載する。
  - 根拠：定款第 35 条「議事録には次に掲げる事項を記載しなければならない…」
  - 判断：議決時の出席状況を明確にするため、後日の確認の根拠を残す。

#### ◆長時間または途中退席が避けられない場合（仕事都合、家族の事故など）

- ① 会員は「事務局」に退席の許可を求めるとき同時に、他の正会員へ議決権の代理委任を申請する（委任状の提出）。
  - 根拠：定款第 33 条第 1 項「正会員は、やむを得ない理由により出席できない場合、他の正会員を代理として議決権の行使を委任することができる。」
  - 判断：本人不在でも議決権を保持する制度を活用することで、定足数の維持と会員権の保障を両立させる。
- ② 事務局は定足数の確認を行い、議長へ耳打ちまたはメモで報告する。
  - 根拠：定款第 31 条
  - 判断：退席後も総会が成立していることを議長が正しく判断できるようにするため。

③ 議長が「退席許可と委任状の提出指示」を公式に発言する。

根拠：定款第 30 条

判断：手続の正当性と透明性を担保し、場内全体への周知と合意形成を図る。

④ 事務局は議事録に「何時何分 誰々が退席 議決権は誰々へ委任 定足数は維持」と記録する。

根拠：定款第 35 条

判断：総会成立の法的正当性を記録に残すための措置。

#### ◆突発的離席（急病、事故など）

① 議長は速やかに安全確保を最優先とし、総会の休憩を宣言する。

根拠：定款第 30 条

判断：安全配慮義務に基づき、会員の健康と安全の確保を最優先とする判断。

② 休憩中に事務局が定足数を確認する。

根拠：定款第 31 条

判断：総会が有効に再開できるかどうかを確認するため。

③ 当事者が復帰不可能と判断された場合、委任状提出の可否を確認する。

根拠：定款第 33 条第 1 項および第 4 項「正会員が全員書面により同意したときは…」

判断：代理委任または全員同意により、議決権の行使と定足数維持の両立を図る。

④ 定足数が満たされず再開不能な場合、議長は再招集を決定し、正会員に対し新たな日程を通知する。

根拠：定款第 29 条第 4 項「…開催日の一週間前までに正会員に通知しなければならない。」

判断：不成立の状態で議事を進行することを防ぐ法的対応。

⑤ 事務局は救護の対応、休憩の宣言、議事の再開または延期決定の経緯をすべて議事録に記載する。

根拠：定款第 35 条

判断：事後の検証に耐えるため、すべての過程を記録する。

#### 【休憩を入れる判断理由】

- ・議決の直前に離席が発生し、該当会員の議決権が行使できなくなる恐れがある場合

- ・離席により定足数を下回る可能性がある場合
  - ・急病や事故など、会員の安全確保を最優先すべき状況が発生した場合
- 根拠：定款第30条（議長の進行裁量）および第31条（定足数規定）

【委任状を求める判断理由】

- ・議決前に長時間退席が避けられず、再入場の見込みがない場合
  - ・定足数維持と議決権保障の双方を成立させるため
- 根拠：定款第33条（代理出席と書面行使の規定）